

令和 6 年 11 月 22 日  
国立国会図書館総務部長

## 募 集 公 告

国立国会図書館は、複写に関する事務を委託する予定があるので、受託者となる法人を次のとおり募集する。

### 1 委託事務の内容等

#### (1) 件名

国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する複写に関する事務の委託 1 式

#### (2) 内容

国立国会図書館における複写事務

複写作業（電子式複写、機械可読資料又は電子情報の印刷出力、マイクロ資料からの電子式引伸印画、撮影した画像の印刷出力、スキャナで読み取り又は撮影した画像の電磁的記録の作成等を含む。）、製品引渡し、料金徴収、補償金支払等

#### (3) 委託の形態

複写料金の額は、実費の範囲で国立国会図書館が定め、利用者が支払った複写料金は、受託者の収入とする。受託者は、複写料金をもって複写事務に必要な経費に充てるものとする。

なお、委託期間中に、複写料金の改定を行う場合がある。

### 2 委託事務を行う場所

東京都千代田区永田町 1-10-1	国立国会図書館東京本館（本館及び新館）
京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3	国立国会図書館関西館
東京都台東区上野公園 12-49	国立国会図書館国際子ども図書館

### 3 委託事務を行う期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

#### 4 受託者の要件

営利を目的としない法人（営利を目的としない法人の法人格を取得するために、国への設立申請を行った者、又は令和7年1月14日までにこの申請等を行うことが確実である者を含む。）のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国立国会図書館の東京本館、関西館及び国際子ども図書館のいずれにおいても複写事務を実施することができる者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項第三号又は第四号に掲げる法人でないこと。

#### 5 説明書等

- (1) 委託契約の条項を示す場所、説明書の交付場所及び問合せ先

①委託契約の条項を示す場所及び説明書の交付場所

〒100-8924 千代田区永田町1-10-1

国立国会図書館 総務部総務課文書係（担当：前澤貴子）

②問合せ先

電話：03-3581-2331（内線20230）

電子メール：bunsyo-kakar i@ndl. go. jp

- (2) 説明書の交付期間・交付方法

本公告の日から令和7年1月10日（金）午後5時まで、(1)①の場所で交付するとともに、下記説明会会場でも交付する。

#### 6 説明会

受託希望者に対して説明会を行う。

- (1) 開催日時・場所

令和6年12月4日（水）午後2時から

東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館東京本館 本館3階利用者サービス部会議室

- (2) 内容

委託する複写事務、受託者選定手続等の概要説明、国立国会図書館東京本館内現地見学、質疑応答等

- (3) 参加申込方法・申込期限

申込方法：説明会に参加を希望する者は、5(1)②に記載の問合せ先に連絡すること。

申込期限：令和6年12月3日（火）午後5時

## 7 提案書の提出期限・提出方法

令和7年1月14日（火）午後5時までに、5(1)①に記載の交付場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は必着のこと。

## 8 提案書の無効

本公告に示す受託者の要件を満たさない者により提出された提案書及び説明書に示す条件に反して提出された提案書は無効とする。

## 9 受託者の選定方法

### (1) 手続

提案書を7に示す期限内に提出した受託希望者に関して、国立国会図書館複写事務委託評価委員会が当該提案書及び複写に係る技術を審査し、受託者として最適な者を特定して国立国会図書館総務部長に報告する。国立国会図書館総務部長は、同報告を踏まえ、受託者を選定する。

なお、受託者の選定後、国立国会図書館と受託者とは、複写に関する事務の委託に関する契約を締結する。

### (2) 受託者の選定結果の通知日

令和7年2月7日（金）までに、受託希望者全員に対して文書により選定結果を通知する。